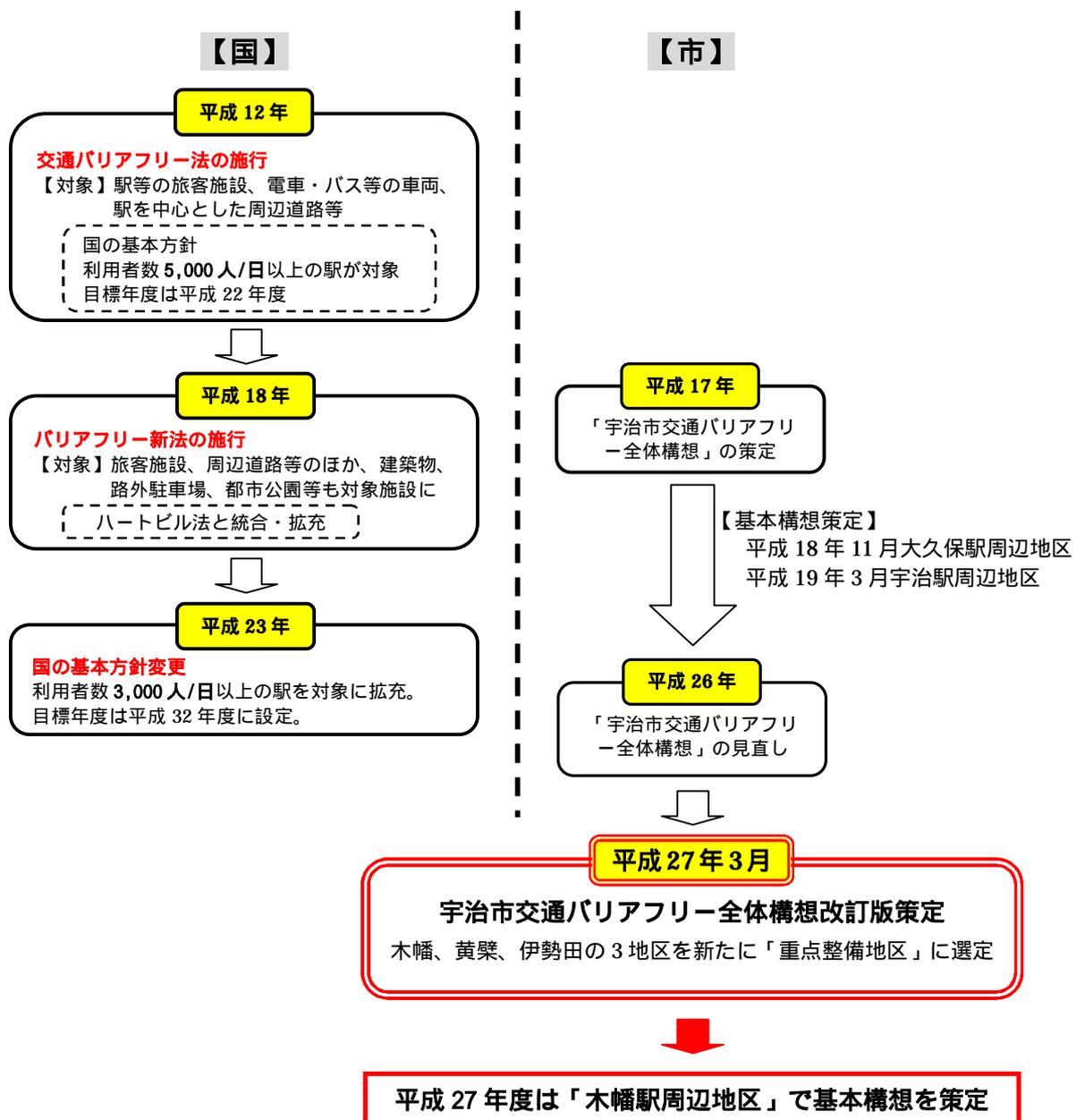


木幡駅周辺地区交通バリアフリー基本構想策定について

1. 木幡駅周辺地区基本構想策定の背景

宇治市では平成17年に「宇治市交通バリアフリー全体構想」を策定し、重点整備地区と位置付けた宇治、大久保の2地区で基本構想を策定するなどバリアフリー化に関する事業を進めてきました。しかし、それ以外の地域では駅及びその周辺のバリアフリー化が進んでいないことや、平成18年に「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」(以下、「バリアフリー新法」)が施行、平成23年に国の基本方針が改められるなど、新たな基準が設けられたことから、本市においても、さらにバリアフリー化を推進するため、平成27年3月に全体構想の改訂を行いました。

この改訂の中で木幡駅周辺地区をはじめ、新たに重点整備地区として位置付けた地区は、基本構想を策定し、各施設管理者と連携し、移動等の円滑化を推進することとなりました。



2. 木幡駅周辺地区の概要

(1) 人口の動向と高齢化率

本市の平成27年4月1日現在の人口は190,172人で、65歳以上の人口は49,773人、高齢化率は26.2%となっています。

一方、木幡駅周辺の人口は31,381人で、65歳以上の人口は7,527人、高齢化率は24%となっており、宇治市全体の高齢化率より2.2%低くなっています。

宇治市及び木幡駅周辺の高齢化率

宇治市	総人口	190,172	人
	高齢者(65歳以上)人口	49,773	人
	高齢化率	26.2	%
木幡駅周辺	総人口	31,381	人
	宇治市全体に占める人口の割合	16.5	%
	高齢者(65歳以上)人口	7,527	人
	高齢化率	24.0	%

[資料] 宇治市住民登録数 平成27年4月1日現在(外国人を含む)、木幡駅周辺の人口は大字が「木幡」の人口

(2) 主要な日常生活の施設

地区内にある公共施設として、木幡公民館、木幡地域福祉センター、木幡郵便局、木幡保育所などがあり、教育施設としては木幡中学校があります。商業施設として、銀行の支店やスーパー等があります。

(3) 移動に関する現況

公共交通機関

JR奈良線と京阪宇治線が南北に並行して走っており、JR木幡駅と京阪木幡駅の距離はおよそ200mと近接しています。

1日当たりの利用者数(平成25年度・乗降客数)は、JR木幡駅では5,490人、京阪木幡駅では6,197人となっており、木幡地域の主な公共交通手段となっています。

京阪木幡駅は、バリアフリー化が完了しているものの、JR木幡駅では駅構内の移動経路上に段差が残っており、また、跨線橋の階段でしか反対側のホームに行くことができず、移動経路のバリアフリー化が必要となっています。

道路

南北に走る府道京都宇治線や市道五ヶ庄六地藏線と東西に走る市道大瀬戸熊小路線を軸に道路網を形成しています。府道京都宇治線や市道大瀬戸熊小路線では、歩道の整備が進められていますが、JR木幡駅と京阪木幡駅間の道路について、歩道の整備を求める声があります。

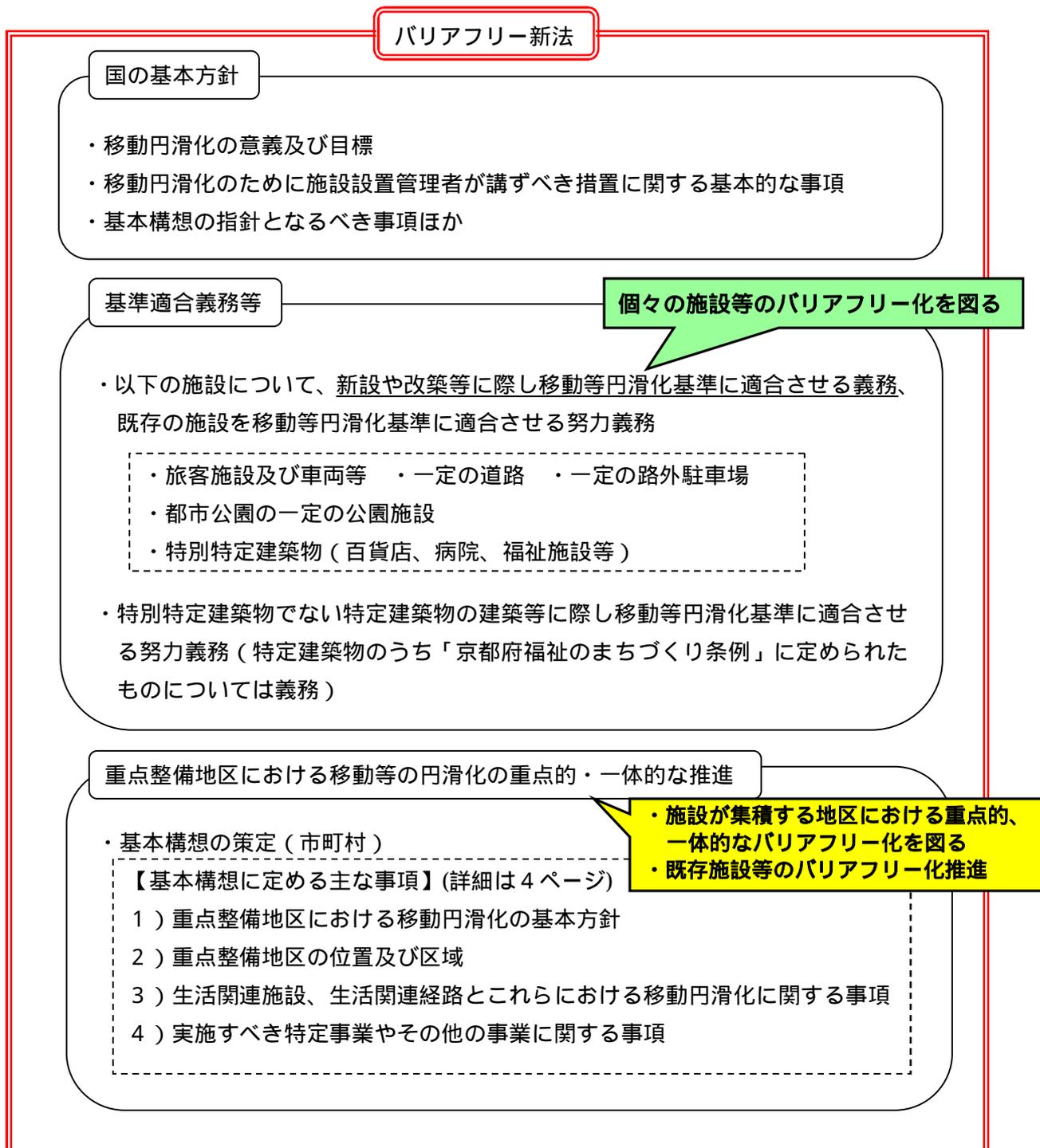
3 . バリアフリーの制度について

(1) 法の目的

高齢者、障害者等の移動上及び施設の利用上の利便性及び安全性の向上の促進を図り、もって公共の福祉の増進に資することを目的とする。

(2) 法の枠組み

バリアフリー新法では、次の通り「国の基本方針」「基準適合義務等」「重点整備地区における移動等の円滑化の重点的・一体的な推進」についての規定等が定められている。



(3) 基本構想に定める内容

基本構想に定める内容（バリアフリー新法第25条関連）

1】重点整備地区における移動円滑化の基本方針
基本構想の位置づけ、基本構想を策定する理由、地区の特性、移動円滑化の基本的考え方、目標年度

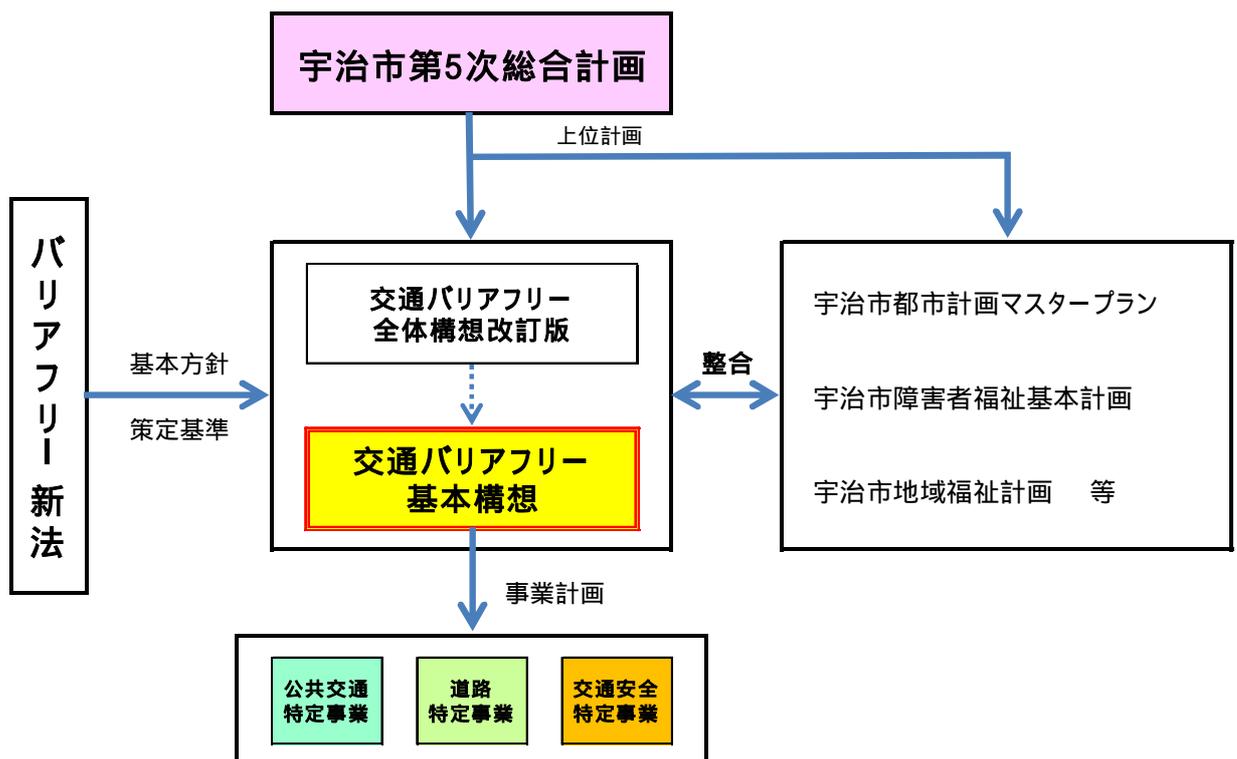
2】重点整備地区の位置及び区域
重点整備地区：生活関連施設相互間の移動が通常徒歩で行われる地区、生活関連経路を構成する施設について移動円滑化の事業が実施されることが特に必要な地区、重点的かつ一体的に実施することが総合的な都市機能の増進を図るうえで有効かつ適切であると認められる地区

3】生活関連施設、生活関連経路とこれらにおける移動円滑化に関する事項
生活関連施設：高齢者、障害者等が日常生活又は社会生活において利用する旅客施設、官公庁施設、福祉施設その他の施設
生活関連経路：生活関連施設相互間の経路

4】実施すべき特定事業やその他の事業に関する事項
特定事業：公共交通特定事業(駅のバリアフリー化等)、道路特定事業など移動円滑化のために必要な施設の整備に関する事業

1】重点整備地区における移動円滑化の基本方針

基本構想の位置づけ（基本構想と本市が策定した諸計画との関係）

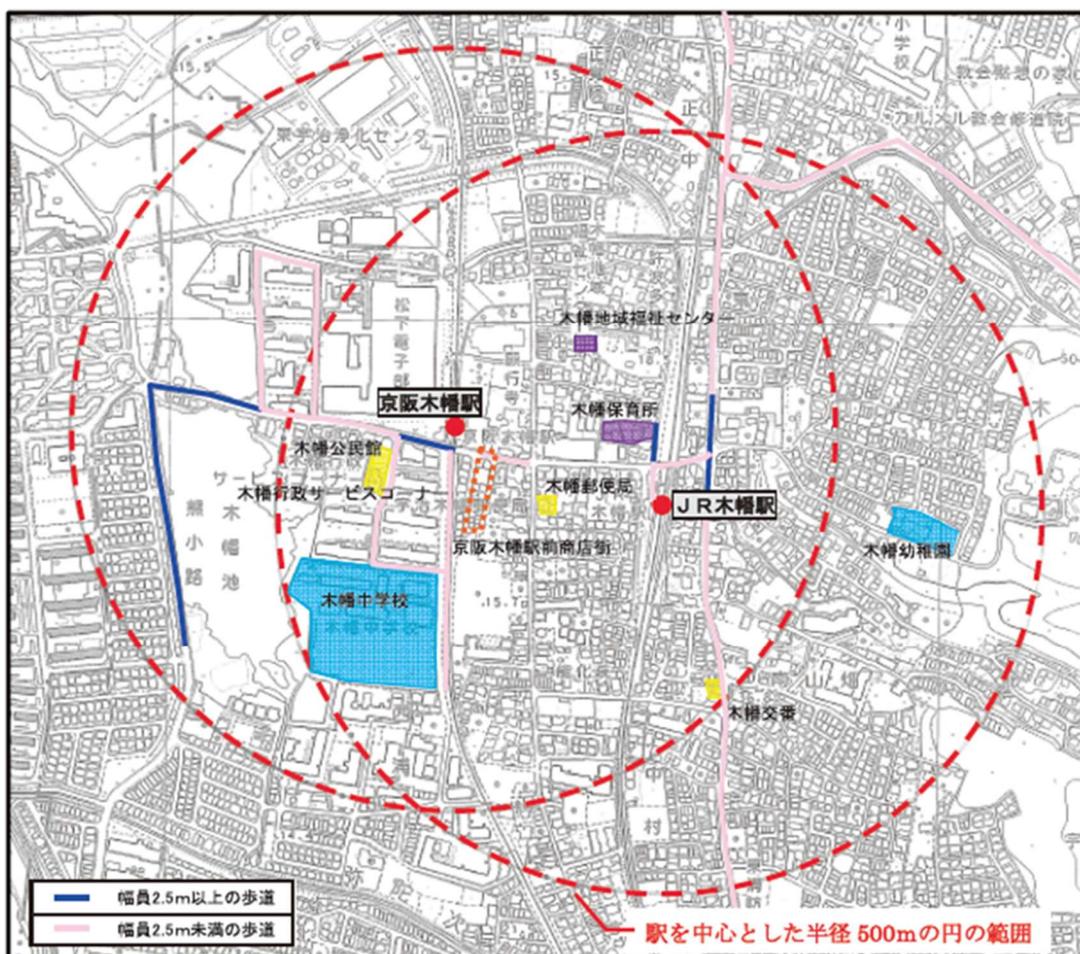


基本構想を策定する理由（全体構想より）

- ・ JR木幡駅は階段での移動しかできない構造であり、バリアフリー化が必要であること。
- ・ 木幡踏切の拡幅事業など周辺の道路整備事業と連携を図り、総合的に整備を進めることが必要であること。

地区の特性

- ・ 鉄道駅が2駅（京阪木幡、JR木幡）
- ・ 駅周辺は住宅系の市街地が広がり、木幡公民館・木幡保育所・木幡幼稚園・木幡地域福祉センター・木幡郵便局などの公共施設が立地。



移動円滑化の基本的考え方

【全体構想改訂版（平成27年3月）】

すべての人が安心して出かけられる、やさしさにあふれたまち・宇治

【都市計画マスタープラン（平成24年10月、地域別構想編・六地蔵地域・木幡ゾーン）】

誰でもが心豊かに安全に暮らしつつげられる自然と文化のまち

上記計画の考え方をベースに木幡駅周辺地区の移動円滑化の基本的な考え方を設定

目標年度【全体構想改訂版（平成27年3月）より】

「重点整備地区において策定される基本構想の整備目標年度は原則平成32年度とするものの、関係機関等との協議状況に応じて柔軟に対応するものとし、宇治市全体の交通バリアフリー化についてもその進捗に応じて柔軟に対処し、できることから事業を進めていくものとし、」

特定事業については「短期的」「中長期的」なものに分類して検討

2】重点整備地区の位置及び区域

重点整備地区の要件（国の基本方針より）

- ・「生活関連施設相互間の移動が通常徒歩で行われる地区」とは、生活関連施設が徒歩圏内に集積している地区を言い、おおむね400ha未満であること。
- ・生活関連施設のうち特定旅客施設又は特別特定建築物に該当するものがおおむね3以上あること。

特定旅客施設：京阪木幡駅、JR木幡駅

特別特定建築物：木幡公民館・木幡地域福祉センター・木幡郵便局など



基本方針に基づく重点整備地区の要件は満たしている。

3】生活関連施設、生活関連経路とこれらにおける移動円滑化に関する事項

生活関連施設の候補：京阪木幡駅、JR木幡駅、木幡公民館、木幡地域福祉センター、木幡郵便局、木幡保育所、木幡中学校、その他物品販売業を営む店舗等

4】実施すべき特定事業やその他の事業に関する事項

特定事業の種類

特定事業には次のようなものがあります。

- ・公共交通特定事業（駅のバリアフリー化）
- ・道路特定事業（道路の段差解消や視覚障害者誘導ブロックの設置等）
- ・都市公園特定事業、交通安全特定事業（信号機の改良）など

（留意事項）

- ・基本構想に特定事業を定めた場合、その特定事業を実施すべきものには、特定事業計画の作成と事業の実施の義務が課せられる。
- ・交通安全特定事業を除き、基準適合義務が課されていないが、できる限り移動等円滑化基準に適合するように実施する必要がある。

【特定事業の実施】

・基本構想に定められた特定事業は、施設設置管理者が事業計画を作成し、事業を実施する義務

公共交通特定事業
（旅客施設等）

道路特定事業
（特定道路）

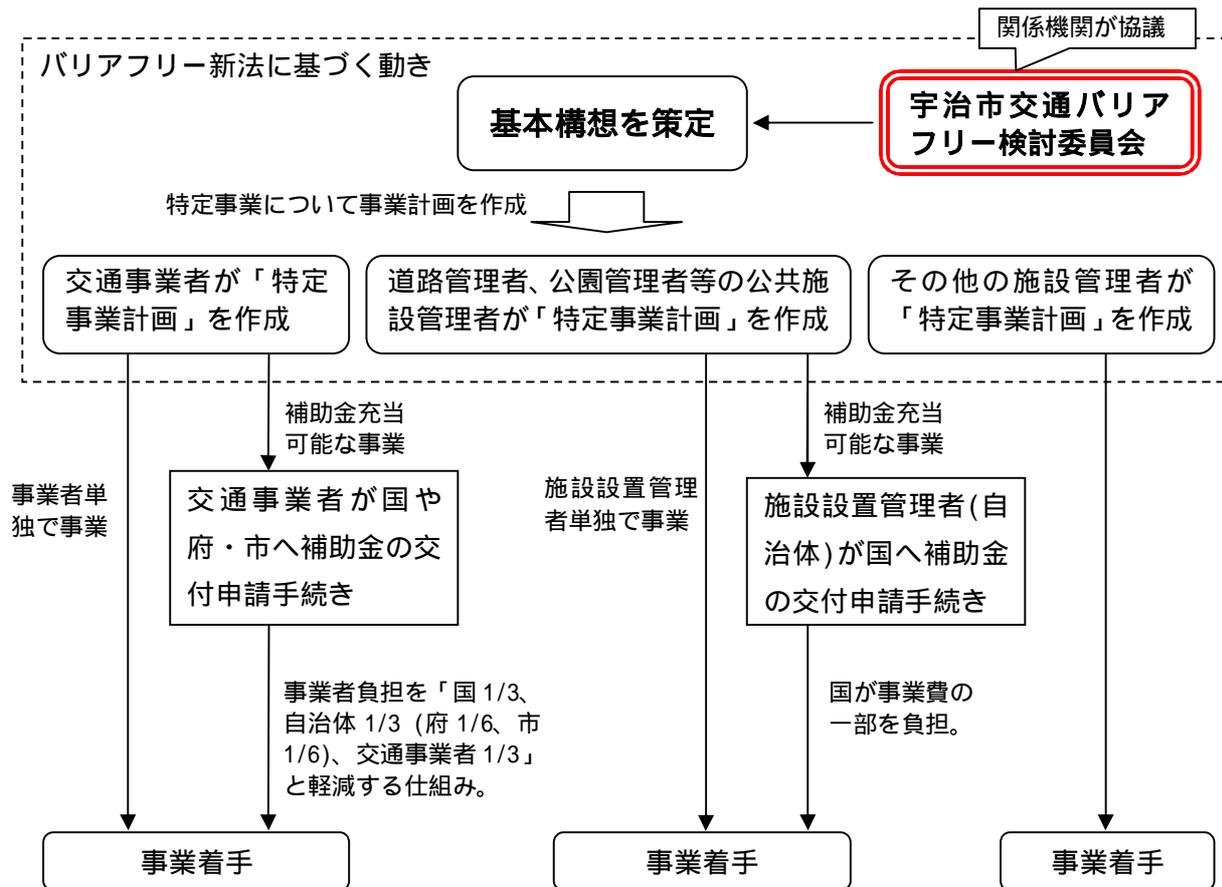
交通安全特定事業
（信号機等）

その他の特定事業 都市公園、路外駐車場、建築物など

【その他の事業の実施】

・基本構想に定められた特定事業以外の事業を実施する努力義務

(5) バリアフリー化事業の流れ



4. 木幡駅周辺地区におけるバリアフリー化に関する課題

表面化している課題

- JR木幡駅のバリアフリー化
- JR、京阪木幡駅間道路の安全対策

表面化していない課題

タウンウォッチングによりバリアの抽出を行う。 タウンウォッチング進め方は資料2